

みんなが主役！

参画と協働のまちづくり

『庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例』 活用ハンドブック



目次

- 庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例って何？ …… 1
- どうして、この条例ができたの？ …… 2
- この条例を活用していくことで、どうなっていくの？ …… 3
- 身近なことからはじめよう！庄内町のまちづくり …… 4
- わたし達はこんなことを頑張ってます！ …… 5
- 庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例の解説 …… 7



山形県庄内町

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例って何？

～まちづくりの基本となる最高のきまりです～

この条例は、まちづくりの基本となる最高のきまりとして「庄内町の憲法」とも言える性格を持つものです。

条例では、より良い庄内町をつくるため、**町民と町、町議会が、お互いに力を合わせてまちづくりを進めるために必要な役割と取り組みを定めています。**

「まちづくり」とは…

みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれる庄内町をつくり続ける活動のことをいいます。

みんなの役割と取り組み

みんなが自分の役割を担って、協力しながらまちづくりを進めるんだね。



町民

(庄内町で暮らし、働き、学ぶ、すべての人や企業、団体など)



- ・世代間の交流や人とのつながりを大切にします。
- ・一人ひとりの個性や特長、得意な力をまちづくりに活かします。
- ・積極的に地域の課題解決に努めます。

- ・町民の視点に立ち、誠実に確実な仕事をします。
- ・庄内町の将来を見据えた創意工夫のある仕事をします。
- ・町民の主体的な活動を支援します。

情報の共有

町民参加

地域活動の推進
子どもの育成
多様な人材と地域資源の活用など

- ・町民が議会にいつそう興味を持てる工夫をします。
- ・調査研究を重ね、庄内町の将来を見据えた提言や活動を行います。

町



連携と交流

町議会



どうして、この条例ができたの？

～まちづくりを実践するためのみんなのルールが必要です～

「自分たちのことは自分たちで考え、個性を活かし、自分たちの責任でまちづくりに取り組む」ことがいっそう大切な時代になりました。

そのためには、町民のみなさんと町、町議会の「参画と協働」によるまちづくりの方法を明らかにした、共通ルールが必要なのです。

—「参画と協働」とは…—

町民、町、町議会がお互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力を合わせ、課題の解決に当たることをいいます。

町民、町、町議会の「参画と協働」で進めるまちづくり

3つの
大事なポイント
(基本原則)

情報の
共有

まちづくりに必要な情報を分かち合い、お互いの理解を深め、協力し合うまちをつくります。

町民
参加

子どもからお年寄りまで、個性を活かして活躍できるまちをつくります。

みんな
が主役

みんなが主役となり、人と人とのつながりを深め、自分たちでまちをつくりま

みんなで庄内町の課題を解決！

みんなの
目標

誰もが幸せを感じられる庄内町の実現



この条例を活用していくことで、どうなっていくの？

～課題を解決する力が大きくなります～

みんなが力を合わせてまちづくりを実践していくことで、庄内町の課題を解決していく力が大きくなっていきます。

このことは、庄内町の元気と魅力になり、多方面に好影響をもたらしていきます。



☆まちづくりのモデル事例

“にぎわい”と“うるおい”を生んでいます。

主婦レストラン「やまぶどう」



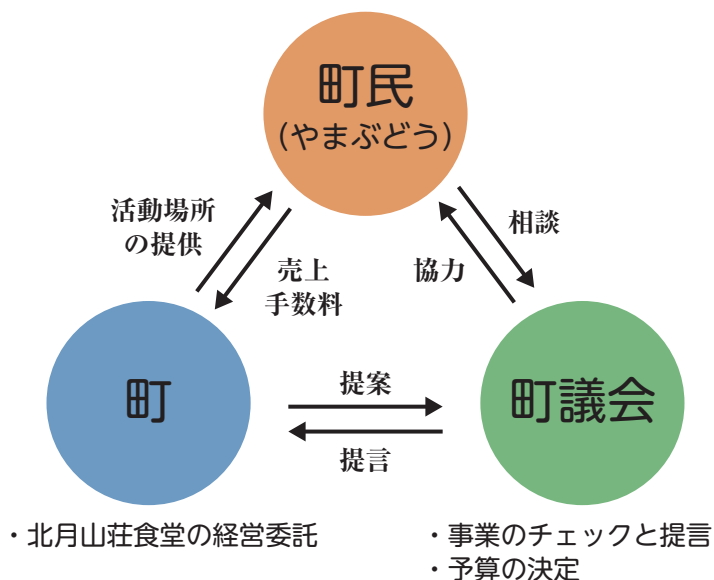
立谷沢川流域の奥座敷にたたずむ「月の沢温泉 北月山荘」に、平成22年にオープンした主婦レストラン「やまぶどう」。

庄内町の子主婦が交代でシェフを務め、地元食材を活用した郷土料理を提供し、大変にぎわっています。

主婦レストラン「やまぶどう」の経営

効果

- ・交流人口の拡大 … 町民同士も町外からも
- ・経済効果 … やまぶどう・地元農家・庄内町
- ・魅力と知名度の向上 … 北月山荘も庄内町も



身近なことからはじめよう！庄内町のまちづくり

～一人ひとりの継続した活動が大きな力になります～

○地域や町に目を向けてみましょう

知る

地域や町でどんなことをやっているのか。どんな長所と短所、課題があるのか。まずは情報を手に入れることから始めてみましょう！

町の広報やチラシ、パンフレットを見てみましょう。



議会を傍聴してみましょ。



町や学区、地区主催の会合などで話を聞いてみましょう。



○町に意見を届けてみましょう

関わる

庄内町をもっと良くしていくために、皆さんが考えた意見や提案は、色々な方法でまちづくりに活かすことができます！

まちづくり提案箱やみんなの声に意見を出してみましょう。



まちづくり懇談会や、議会報告会などで発言してみましょう。



町の審議会などの委員に応募してみましょう。



○実際に活動してみましょう

活動する

庄内町を良くするために、力を合わせてできることはたくさんあります。相談したり、仲間づくりをしながら積極的に活動してみましょう。

資源回収や美化活動に参加してみましょう。



地域の子どもの安全を見守りましょう。



自治会や学区、地区の事業に参加してみましょう。



庄内町のまちづくりはみんなが主役！

おいしくなあれ「メダカ米」



佐藤 昭一さん（NPO 法人 家根合生態系保全センター 理事長）

家根合集落での活動を中心に、メダカの保全活動等を通じた環境教育として、次世代を担う子ども達に環境保全の大切を伝えるため、メダカの学習会やメダカ水田の稲刈り作業体験などを行っています。

■こんなことがきっかけではじめました。

余目第一小学校の子ども達が絶滅危惧種の調査のため、メダカ等の生物が多く住む家根合集落を訪れた際、「この素晴らしい水辺環境を子ども達に残したい」と思ったことがきっかけ。

■こんな楽しい活動をしています。

- ・メダカの放流式やメダカSOS救出作戦
- ・夏休み釣り大会
- ・メダカ水田の田植え、稲刈り体験など

■活動を通じて、こんな良かったことがありました。

- ・平成17年に開催された「湧水保全フォーラムinゆぎ」にご臨席された秋篠宮様の前で、子ども達が発表を行い、喜んでいる姿を見られたこと。
- ・家根合集落のブランド米である「メダカ米」が東京での売り込みに成功し、消費者に大変喜んでもらえたこと。



幻想乱舞「ほたるの里」



工藤 時雄さん（立川ホタル研究会 代表）

二俣農村公園ほたるの里での活動の中心に、飼育したゲンジボタルの幼虫や成虫の提供を通じ、様々な地域や団体との交流を行っています。また、小学校の総合学習の一つとして、ホタルの研究にも協力しています。

■こんなことがきっかけではじめました。

二俣農村公園で飛んでいるホタルを見て、自然の素晴らしさを感じたことから、「このホタルを増やして、たくさんの人に楽しんでもらいたい」と思ったことがきっかけ。

■こんな楽しい活動をしています。

- ・立川小学校の子ども達と一緒にホタルの放流会
- ・ろうそくの灯りの中で歌やホタル観賞を楽しむキャンドルナイト
- ・地球温暖化防止を目的とした「町民節電所」事業への協力など

■活動を通じて、こんな良かったことがありました。

- ・交流した町外の小学生から「自分の町も庄内町のような自然豊かな素敵なおとこにしてみたい」と言われたこと。
- ・ホタルを通して、老若男女、世代を超えた会話や絆、交流に繋がっている姿を見られたこと。



わたし達はこんなことを頑張っています！

わたし達にもできること



森 亮輔さん（山形県立庄内総合高等学校JRC部 部長）

JRC部（青少年赤十字部）は、「気づき・考え・実行する」を目標に、わたし達に何ができるのかを考え、活動内容を決め、地域との交流やボランティア等の社会福祉活動を行っています。

■こんなことがきっかけではじめました。

庄内総合高校に入学し、たくさんある部活動を色々回ってみた時、JRC部（青少年赤十字部）に出会い、「人のために何かできることをしてみたい」と思ったのがきっかけ。

■こんな楽しい活動をしています。

- ・福祉施設の訪問や障がいのある方との交流
- ・募金活動や各種ボランティアへの参加
- ・花壇の剪定や学校内にある草花への水やりなど

■活動を通じて、こんな良かったことがありました。

- ・最初は恥ずかしさがあったが、活動を行っていくうちに楽しみを覚え、活動自体への抵抗がなくなっていったこと。
- ・色々な人との触れ合いや交流を通じて知識や見聞が広がり、自分自身が成長できたこと。



心に残るおもてなし



加藤 容さん（かあちゃんのおやど組・清川 会長）

清川地区を訪れた観光客に「歴史の里・清川」を堪能していただくため、教育旅行等の民泊を受け入れ、農作業体験、そば打ち体験、餅つき体験等を行っています。

■こんなことがきっかけではじめました。

教育旅行の受け入れに伴い、「清川地区で中学生や高校生などを民泊させてくれる家庭を探している」と仲間から声をかけられたのがきっかけ。

■こんな楽しい活動をしています。

- ・中高生の民泊受け入れに伴う農作業体験等
- ・地元で開催されるイベントへの参加
- ・清川地区の地域づくり活動への参加など

■活動を通じて、こんな良かったことがありました。

- ・子ども達の笑顔から元気を分けてもらい、心からのおもてなしの気持ちが芽生えたこと。
- ・お礼の手紙が届いたり、子ども達の素直な言葉をもらえたこと。
- ・民泊受け入れによる思い出話が家の中でも話題になり、家族団らん繋がっていること。



庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例の解説

目次	第3章 まちづくりの方法
前文	第1節 人材育成及び活用（第13条—第15条）
第1章 総則（第1条—第4条）	第2節 参画と協働（第16条—第19条）
第2章 まちづくりの担い手及び役割	第3節 住民投票（第20条）
第1節 町民の役割等（第5条—第7条）	第4章 連携及び交流（第21条・第22条）
第2節 町、町長及び町職員の役割（第8条—第10条）	第5章 条例の検証及び見直し（第23条）
第3節 町議会及び町議員の役割（第11条・第12条）	附則

前 文

平成17年7月1日、旧余目町と旧立川町の個性と特長を活かし合い、より大きな魅力と活力を生み出すため、庄内町が誕生しました。

私たちの庄内町は、霊峰月山、清流立谷沢川に象徴される美しい自然と豊かな田園、先人の努力によりつくり出されたおいしい米のルーツ亀ノ尾など、環境を活かし、磨きをかけながら、それぞれの地域に根付く魅力ある文化や伝統、地域を愛する人々を育ててきました。

私たちは、このすてきな庄内町に暮らすことへの誇りを、未来の子どもたちに受け継いでいくため、時代の変化に対応できる庄内町をつくっていかねばなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人とのつながりを深め、協力し合い、より良いまちづくりに挑戦し続けていくことが大切です。

ここに、誰もが幸せを感じられる庄内町を目指し、町民、町及び町議会が、お互いに力を合わせて進めるまちづくりの基本となる決まりとして、この条例を制定します。

二つの町が合併してできた庄内町には、
たくさんの魅力があるんだね。



なるほど！この条例は、みんなで庄内町
をもっと良くしていくための約束が書いて
ある、大切な決まりなのね。



目的、条例の位置付け、基本原則、定義

目的

第1条 この条例は、町民、町及び町議会が力を合わせて進めるまちづくりの考え方及び仕組みを定め、誰もが幸せを感じられる庄内町の実現を目指すことを目的とします。

条例の位置付け

第2条 この条例は、まちづくりの基本として、町民、町及び町議会が最大限に尊重する大切な決まりです。

まちづくりの基本となる最高のきまりとして「庄内町の憲法」って意味もあるのよ。



基本原則

第3条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしまちづくりを進めます。

- (1) まちづくりに必要な情報（以下「情報」といいます。）を共有し、お互いの理解を深め、協力し合うまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権及び個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き活きと躍動するまちづくり
- (3) 人と人とのつながりを深め、自分たちで庄内町を創造する、みんなが主役のまちづくり

まちづくりの第一歩は、庄内町を知ることなのよ。



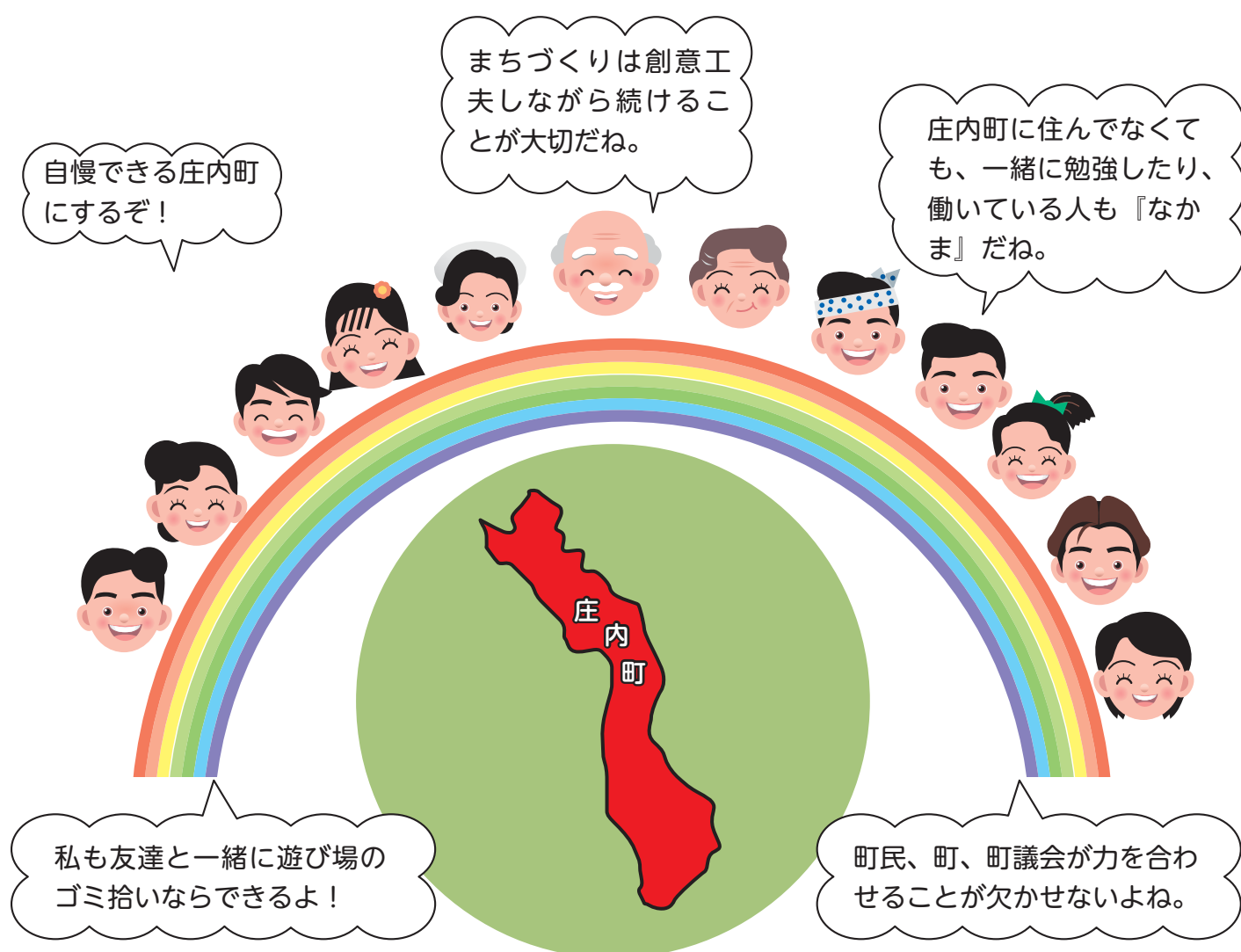
まちづくりは人任せじゃなく、みんなで作っていくものなんだね。



定 義

第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人にも訪れ、住みたくなる、魅力あふれる庄内町をつくり続ける活動をいいます。
- (2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - イ 町内に住所がある人（以下「住民」といいます。）
 - ロ 町内に通勤又は通学している人
 - ハ 町内で事業を行うもの（以下「事業者」といいます。）その他まちづくりを行うもの
- (3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区、地区等の近隣社会が行うまちづくりをいいます。
- (4) 町とは、庄内町の町長及び教育委員会、農業委員会その他の執行機関並びにそれらの職員をいいます。
- (5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力を合わせ、課題の解決に当たることをいいます。



町民の役割等

町民の基本姿勢及び役割

- 第5条 町民は、世代間の交流及び人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れる庄内町を築くよう努めます。
- 2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。



人と人とのつながりは、良いアイデアや活動を生み出すきっかけになるんだ。

みんなの力をまちづくりに活かすことが大事なことなのね。



事業者の役割

- 第6条 事業者は、事業活動及び社会貢献活動を通じて、庄内町の活性化及び発展につながるよう努めます。



商店街や会社も、得意なことをまちづくりに活かすことが、大切なんだ。

地域活動の推進

- 第7条 町民は、地域活動へ積極的に参加し、協力し、心豊かに安心して暮らすことができる地域をつくり、受け継ぎます。
- 2 町民は、お互いのつながりをつくる地域活動の機会を広げ、情報を共有し、自らの地域の課題解決に努めます。
- 3 町は、地域活動の個性及び自立性を尊重しつつ、地域活動の促進及び地域の課題解決に必要な支援を行います。



地域のことを一番知ってる私たちが、身近なことから活動してみることが大切ね。

地域活動に参加すると交流の輪が広がって、課題解決のきっかけになるんだ。



町、町長及び職員の役割

町の役割

第8条 町は、関係法令、条例、町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。

2 町は、専門的な知識及び技術を有し、まちづくりの課題への的確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

町長の役割

第9条 町長は、庄内町の将来像を示し、公平及び誠実に参画と協働のまちづくりを行わなければなりません。

2 町長は、多様化するまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導又は監督しなければなりません。

町職員の役割

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実かつ確実な仕事をしなければなりません。

2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。

3 町職員は、地域の一員としての自覚を持ち、率先して地域活動に取り組むよう努めます。

町民のみなさんの目線に立った、誠実で確実な仕事をします。



庄内町の将来を見据えた、創意工夫のある仕事をします。

町議会及び町議員の役割

町議会の役割

- 第11条 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査を行うとともに、庄内町の将来を見据えた提言をしなければなりません。

町民の代表機関として、町の仕事をチェックしたり、予算や決まり（条例）など大事なことを決めています。



議会広報誌「こんにちは庄内町議会です」やホームページで、議会の内容や議会中継が見られるんだ。

町議員の役割

- 第12条 町議員は、庄内町の利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

町民の意見と庄内町の将来を照らし合わせながら、より良いまちづくりのために活動します！



人材育成及び活用

「まちづくりは人づくり」でもあるんだね。



まちづくりの担い手の育成

第13条 町民、町及び町議会は、町民が主体的に学び活動できる機会をつくり、まちづくりの担い手を育成します。

子どもの育成

第14条 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもの年齢に応じ、交流及び体験ができる機会をつくり、庄内町への愛着心を持った子どもに育てます。



子どもたちは庄内町の未来を担う大事な宝なんだ。



だから、みんなで子ども達に庄内町の魅力を教えたり、体験させることが必要なんだね。

多様な人材及び地域資源の活用

第15条 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性及び特長をまちづくりに活かします。

2 町民、町及び町議会は、多様で特色ある地域資源を守り育てながら、まちづくりに活用します。

より良いまちづくりを進めるためにも、みんなが活躍できる場を作っていくことが必要だね。



人も、自然も、歴史や文化もすべて、まちづくりに欠かせない大事な宝物なのね。

参画と協働

参画と協働の基本

第16条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。

2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。

3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うに当たり、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報保護をしなければなりません。



私たち、一人ひとりがまちづくりの主役！
相手の気持ちを考えて、
責任を持った行動をしなければね。

町民、町、町議会在、まちづくりの情報を共に分かち合うことが必要なんだね。



情報共有の推進

第17条 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。

2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価及び改善に至るそれぞれの段階において、経過、内容等を明確に説明しなければなりません。

3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

4 町は、町民が情報を求め、又は発信しやすい仕組み及び体制を整えます。



町と町議会在、町民のみなさんの目線に立って情報発信します。

分かりやすい情報があると、僕たちも町や町議会と一緒に考えたり、情報発信や活動もしやすくなるね。



町民のまちづくりの推進

第18条 町民は、様々な活動又は仕事をしている人たちと連携してまちづくりに取り組み、交流の拡大及び仲間づくりを進めて、活力ある庄内町をつくるよう努めます。

2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

私はずっと町内会で活動しているよ。



私は介護ボランティアの活動をしていますよ。



まちづくりって、気軽に楽しく、やってみたいことから始めることなのね！



参画と協働の推進

第19条 町及び町議会は、町が設置する審議会等の委員の公募、懇談会の開催等、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることでできる仕組み及び体制を整えます。

2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等（以下「提案等」といいます。）を出しやすい仕組みを整えます。

3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し、誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

町に意見を出すにはどんな方法があるんだろう。



審議会の委員に応募したり、議会報告会に参加したり、まちづくり提案箱に意見を入れたりと色々な方法があるのよ。



住民投票

住民投票制度

第20条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 前項の制度を設ける場合は、条例で定めることとします。

一番大事なことは、しっかり話し合ってまちづくりの課題を解決していくことだね。



連携及び交流

町出身者、町外の人々等との連携及び交流

第21条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者等庄内町に関わり、関心を持つ町外の人々との連携及び交流を深めます。

色んな人たちとの交流やつながりは、まちづくりの大きな力になります！



他の自治体等との連携

第22条 町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

条例の検証及び見直し

条例の検証及び見直し

第23条 町は、この条例の目的が達成されているか、5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要に応じ見直しを行います。

2 前項に定める検証及び見直しは、参画と協働のもとで行います。

この条例は作ったことよりも、みんなが上手に使えているかが、大事なんだね。



附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行します。

この条例はこうしてできました



この条例の原案は、幅広い立場や年齢層の町民の方たちで作った組織「チーム・まちスタ(庄内町町民の参画と協働推進検討協議会)」が、数多くの会議を重ねてまとめました。

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例には、町民の願いと希望がたくさん込められています。

みんなが主役!

参画と協働のまちづくり

『庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例』
活用ハンドブック

平成 25 年 3 月
発行◎庄内町情報発信課



山形県庄内町

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
TEL●0234-42-0164 FAX●0234-42-0893